

## 郡山市小児慢性特定疾病児童手帳交付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）の症状が急変した場合に、その場にいる周囲の者による同項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関等への連絡等が速やかに行われ、また、学校生活等において関係者が小慢児童等の症状を正しく理解し適切な対応が図られること、また、自身の疾病の状態の理解及び自己肯定力の強化を図り、小慢児童等の福祉の増進及び自立の支援を図るため、小児慢性特定疾病児童手帳（以下「手帳」という。）を交付する。

### (実施主体及び交付対象者)

第2条 実施主体は郡山市長とし、交付対象者は小児慢性特定疾病児童（法第6条の2第2項第1号に規定する小児慢性特定疾病児童をいう。以下同じ。）の保護者又は成年患者（同項第2号に規定する成年患者をいう。以下同じ。）とする。

### (手帳の名称及び記載内容)

第3条 手帳の名称は、郡山市小児慢性特定疾患児手帳であり、愛称を「ひまわり手帳」とし、記載内容は次のとおりとする。

- (1) 手帳の目的及び使用方法
- (2) 小児慢性特定疾病対策の概要
- (3) 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病の概要
- (4) 本人、保護者、学校及び関係医療機関の連絡先
- (5) 特記すべき事項
- (6) 緊急時に対応すべき医療情報
- (7) 検査の結果
- (8) 成長の記録
- (9) 保護者からみた健康状態の記録
- (10) 治療、相談、指導内容の記録
- (11) 学校等との連絡事項
- (12) 備考
- (13) 緊急連絡先

### (手帳の申請及び交付等)

第4条 手帳の申請手続は、小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者が郡山市長に対して行うものとする。

- 2 市長は、「小児慢性特定疾病医療費の支給認定について」（平成26年12月3日付け雇児発第1203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第16の6に定める小児慢性特定疾病医療費支給台帳等により申請者の確認を行い、速やかに申請者に手帳を交付

する。なお、医療費支給認定の申請があった場合には、これをもって手帳の申請があったものとする。

3 市長は、小児慢性特定疾病医療費支給台帳に手帳の交付番号、交付年月日を記載するものとする。

(手帳の再交付)

第5条 手帳を破り、汚し若しくは失ったとき、又は記入欄に余白がなくなったときは再交付できるものとし、この場合、小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は小児慢性特定疾病児童手帳再交付申請書（第1号様式）により申請するものとする。

(手帳の返還)

第6条 手帳の交付を受けた小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は、小児慢性特定疾病等の医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病が治癒したとき、死亡したとき、市外へ転出したとき等であっても、手帳を返還する必要はないものとする。

(附 則)

この要綱は、平成9年3月28日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和元年7月25日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に交付されている従前の要綱に規定する手帳で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、本要綱の規定によるものとみなす。